



鳥取県公報

平成16年11月26日(金)
号外第180号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	県自然環境保全地域の指定の一部改正(9件)(924~932)(環境政策課)..... 1
	県自然環境保全地域に関する保全計画の決定の一部改正(9件)(933~941)()..... 5
	県自然環境保全地域の特別地区の指定の一部改正(3件)(942~944)().....14
	県自然環境保全地域の特別地区等の指定の一部改正(4件)(945~948)().....15
	県自然環境保全地域特別地区の野生動植物保護地区の指定の一部改正(949)().....17

告 示

鳥取県告示第924号

昭和52年鳥取県告示第255号(県自然環境保全地域の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>1 略</p> <p>2 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域 鳥取市国府町栃本字茨池611 - 1 から611 - 5 まで、 612 - 1、612 - 2、612 - 3、613 - 1 から613 - 4 まで、 614、615 - 1、615 - 2、616 - 1 から616 - 5 まで、 617 - 1、617 - 3、617 - 5、617 - 6、617内14、 617第16、617第17、617 - 20、617 - 21、617 - 22、617 - 33から617 - 36まで、617 - 40、617 - 45から617 - 48ま で、618 - 1、618 - 2、<u>国府町菅野字菅野向山</u>82、82 内 3、82内 4、82 - 1、82内 6 から82内13まで、84、 <u>国府町菅野字茨池</u>41 - 1、41 - 2、42から53まで、45 内 1、51内 1、53内 1、<u>国府町菅野字五反田</u>54、55、 56、57 - 1、57 - 2、58 - 2、59 - 1、59 - 2、59 - 3、<u>国府町菅野字前田</u>29 - 2、30 - 1、30 - 2、31、 31 - 1、32 - 1、32 - 2、33 - 1、33 - 2、34、34内 1、35 - 1、35 - 2、36 - 2、36 - 3、36 - 4、37 - 1、37 - 2、37 - 3、37次 1、38、39、40、41 - 3、</p>	<p>1 略</p> <p>2 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域 国府町栃本字茨池611 - 1 から611 - 5 まで、612 - 1、612 - 2、612 - 3、613 - 1 から613 - 4 まで、61 4、615 - 1、615 - 2、616 - 1 から616 - 5 まで、617 - 1、617 - 3、617 - 5、617 - 6、617内14、617第16、 617第17、617 - 20、617 - 21、617 - 22、617 - 33から 617 - 36まで、617 - 40、617 - 45から617 - 48まで、61 8 - 1、618 - 2、菅野字菅野向山82、82内 3、82内 4、 82 - 1、82内 6 から82内13まで、84、菅野字茨池41 - 1、41 - 2、42から53まで、45内 1、51内 1、53内 1、 菅野字五反田54、55、56、57 - 1、57 - 2、58 - 2、 59 - 1、59 - 2、59 - 3、菅野字前田29 - 2、30 - 1、 30 - 2、31、31 - 1、32 - 1、32 - 2、33 - 1、33 - 2、34、34内 1、35 - 1、35 - 2、36 - 2、36 - 3、 36 - 4、37 - 1、37 - 2、37 - 3、37次 1、38、39、 40、41 - 3、41 - 4、菅野字鳥居の前28 - 2、菅野字</p>

41 - 4、国府町菅野字鳥居の前28 - 2、国府町菅野字鳥居の上70、71 - 1の一部(次の図に示す部分に限る。)	鳥居の上70、71 - 1の一部(次の図に示す部分に限る。)
--	--------------------------------

鳥取県告示第925号

昭和52年鳥取県告示第582号(県自然環境保全地域の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 略	1 略
2 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域 南部町馬場字宮の前1 - 1、2、2 - 1、5、6 - 1、馬場字若宮の前260	2 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域 西伯町馬場字宮の前1 - 1、2、2 - 1、5、6 - 1、馬場字若宮の前260

鳥取県告示第926号

昭和55年鳥取県告示第1180号(県自然環境保全地域の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 略	1 略
2 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域西伯郡南部町八金字金華山1229、1230、1231及び1232の全域	2 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域西伯郡西伯町大字八金字金華山1229、1230、1231及び1232の全域

鳥取県告示第927号

昭和59年鳥取県告示第715号(県自然環境保全地域の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改

正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 略</p> <p>2 県自然環境保全地域の区域 鳥取市佐治町古市地内の箕淵頭首工から佐治町余戸地内の高谷川の合流点までの佐治川の河川敷並びに佐治町大井、佐治町森坪、佐治町高山、佐治町加瀬木、佐治町加茂及び佐治町余戸の各一部（面積42.8ヘクタール。次の図のとおりとする。）</p>	<p>1 略</p> <p>2 県自然環境保全地域の区域 八頭郡佐治村大字古市地内の箕淵頭首工から大字余戸地内の高谷川の合流点までの佐治川の河川敷並びに大字大井、大字森坪、大字高山、大字加瀬木、大字加茂及び大字余戸の各一部（面積42.8ヘクタール。次の図のとおりとする。）</p>

鳥取県告示第928号

昭和62年鳥取県告示第876号（県自然環境保全地域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 略</p> <p>2 県自然環境保全地域の区域 鳥取市用瀬町樟原字椎ノ木川402 - 1、404 - 1及び405 - 1並びに用瀬町川中宇六郎木谷761 - 1の一部（面積23.0ヘクタール。次の図のとおりとする。）</p>	<p>1 略</p> <p>2 県自然環境保全地域の区域 八頭郡用瀬町大字樟原字椎ノ木川402 - 1、404 - 1及び405 - 1並びに大字川中宇六郎木谷761 - 1の一部（面積23.0ヘクタール。次の図のとおりとする。）</p>

鳥取県告示第929号

昭和63年鳥取県告示第1214号（県自然環境保全地域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 略</p> <p>2 県自然環境保全地域の区域 鳥取市河原町北村字下笹原492 - 1及び492 - 2、字権現943 - 1、字権現向490の一部、490次3、491及び491 - 3の各一部、491次3、491 - 14、491 - 15及び491 - 19から491 - 21までの各一部、491 - 22から491 -</p>	<p>1 略</p> <p>2 県自然環境保全地域の区域 八頭郡河原町大字北村字下笹原492 - 1及び492 - 2、字権現943 - 1、字権現向490の一部、490次3、491及び491 - 3の各一部、491次3、491 - 14、491 - 15及び491 - 19から491 - 21までの各一部、491 - 22から491 -</p>

27まで、491 - 28、491 - 30、491 - 32及び491 - 33の各一部並びに491 - 34から491 - 37まで並びに宇船谷ヨリ下笹原892 - 1の一部、892 - 103及び892 - 104（面積3.0ヘクタール。次の図のとおりとする。）

27まで、491 - 28、491 - 30、491 - 32及び491 - 33の各一部並びに491 - 34から491 - 37まで並びに宇船谷ヨリ下笹原892 - 1の一部、892 - 103及び892 - 104（面積3.0ヘクタール。次の図のとおりとする。）

鳥取県告示第930号

平成3年鳥取県告示第653号（県自然環境保全地域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 略</p> <p>2 県自然環境保全地域の区域 鳥取市気高町殿字上布勢平509、512、513、516、517、520から523まで、524から528まで、528次1、529から531まで、533から536まで、536次1、537及び553 - 1から553 - 4まで（面積8.7ヘクタール。次の図のとおりとする。）</p>	<p>1 略</p> <p>2 県自然環境保全地域の区域 気高郡気高町大字殿字上布勢平509、512、513、516、517、520から523まで、524から528まで、528次1、529から531まで、533から536まで、536次1、537及び553 - 1から553 - 4まで（面積8.7ヘクタール。次の図のとおりとする。）</p>

鳥取県告示第931号

平成10年鳥取県告示第742号（県自然環境保全地域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 略</p> <p>2 県自然環境保全地域の区域 鳥取市鹿野町河内字妙見谷ノ上4410（面積1.2ヘクタール。次の図のとおりとする。）</p>	<p>1 略</p> <p>2 県自然環境保全地域の区域 気高郡鹿野町大字河内字妙見谷ノ上4410（面積1.2ヘクタール。次の図のとおりとする。）</p>

鳥取県告示第932号

平成13年鳥取県告示第576号（県自然環境保全地域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 略 2 県自然環境保全地域の区域 東伯郡湯梨浜町大字原字二ノ順禮の一部（面積2.2ヘクタール。次の図のとおりとする。）	1 略 2 県自然環境保全地域の区域 東伯郡泊村大字原字二ノ順禮の一部（面積2.2ヘクタール。次の図のとおりとする。）

鳥取県告示第933号

昭和52年鳥取県告示第258号（県自然環境保全地域に関する保全計画の決定について）の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																				
1 及び 2 略 3 地区の区域設定に関する計画 (1) 特別地区 <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>菅野特別地区</td> </tr> <tr> <td>区 域</td> <td>鳥取市国府町柝本字茨池の一部、国府町菅野字茨池、字前田の全域及び字菅野向山、字五反田、字鳥居の前、字鳥居の一部</td> </tr> <tr> <td>総面積</td> <td>18.5ヘクタール</td> </tr> </table> (2) 野生動植物保護地区 <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>菅野野生動植物保護地区</td> </tr> <tr> <td>保護すべき野生動植物の種類</td> <td>オオミズゴケ、サワギキョウ、モウセンゴケ、カキツバタ、ヨシ</td> </tr> <tr> <td>区 域</td> <td>鳥取市国府町柝本字茨池の一部及び国府町菅野字菅野向山、字茨池の一部</td> </tr> <tr> <td>総面積</td> <td>2.6ヘクタール</td> </tr> </table> (3) 普通地区 <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>菅野普通地区</td> </tr> <tr> <td>区 域</td> <td>鳥取市国府町柝本字茨池の一部</td> </tr> </table>	名称	菅野特別地区	区 域	鳥取市国府町柝本字茨池の一部、国府町菅野字茨池、字前田の全域及び字菅野向山、字五反田、字鳥居の前、字鳥居の一部	総面積	18.5ヘクタール	名称	菅野野生動植物保護地区	保護すべき野生動植物の種類	オオミズゴケ、サワギキョウ、モウセンゴケ、カキツバタ、ヨシ	区 域	鳥取市国府町柝本字茨池の一部及び国府町菅野字菅野向山、字茨池の一部	総面積	2.6ヘクタール	名称	菅野普通地区	区 域	鳥取市国府町柝本字茨池の一部	1 及び 2 略 3 地区の区域設定に関する計画 (1) 特別地区 <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>菅野特別地区</td> </tr> <tr> <td>区 域</td> <td>岩美郡国府町大字柝本字茨池の一部、大字菅野字茨池、字前田の全域及び字菅野向山、字五反田、字鳥居の前、字鳥居の一部</td> </tr> <tr> <td>総面積</td> <td>18.5ヘクタール</td> </tr> </table> (2) 野生動植物保護地区 <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>菅野野生動植物保護地区</td> </tr> <tr> <td>保護すべき野生動植物の種類</td> <td>オオミズゴケ、サワギキョウ、モウセンゴケ、カキツバタ、ヨシ</td> </tr> <tr> <td>区 域</td> <td>岩美分国府町大字柝本字茨池の一部及び大字菅野字菅野向山、字茨池の一部</td> </tr> <tr> <td>総面積</td> <td>2.6ヘクタール</td> </tr> </table> (3) 普通地区 <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>菅野普通地区</td> </tr> <tr> <td>区 域</td> <td>岩美郡国府町大字柝本字茨池の一部</td> </tr> </table>	名称	菅野特別地区	区 域	岩美郡国府町大字柝本字茨池の一部、大字菅野字茨池、字前田の全域及び字菅野向山、字五反田、字鳥居の前、字鳥居の一部	総面積	18.5ヘクタール	名称	菅野野生動植物保護地区	保護すべき野生動植物の種類	オオミズゴケ、サワギキョウ、モウセンゴケ、カキツバタ、ヨシ	区 域	岩美分国府町大字柝本字茨池の一部及び大字菅野字菅野向山、字茨池の一部	総面積	2.6ヘクタール	名称	菅野普通地区	区 域	岩美郡国府町大字柝本字茨池の一部
名称	菅野特別地区																																				
区 域	鳥取市国府町柝本字茨池の一部、国府町菅野字茨池、字前田の全域及び字菅野向山、字五反田、字鳥居の前、字鳥居の一部																																				
総面積	18.5ヘクタール																																				
名称	菅野野生動植物保護地区																																				
保護すべき野生動植物の種類	オオミズゴケ、サワギキョウ、モウセンゴケ、カキツバタ、ヨシ																																				
区 域	鳥取市国府町柝本字茨池の一部及び国府町菅野字菅野向山、字茨池の一部																																				
総面積	2.6ヘクタール																																				
名称	菅野普通地区																																				
区 域	鳥取市国府町柝本字茨池の一部																																				
名称	菅野特別地区																																				
区 域	岩美郡国府町大字柝本字茨池の一部、大字菅野字茨池、字前田の全域及び字菅野向山、字五反田、字鳥居の前、字鳥居の一部																																				
総面積	18.5ヘクタール																																				
名称	菅野野生動植物保護地区																																				
保護すべき野生動植物の種類	オオミズゴケ、サワギキョウ、モウセンゴケ、カキツバタ、ヨシ																																				
区 域	岩美分国府町大字柝本字茨池の一部及び大字菅野字菅野向山、字茨池の一部																																				
総面積	2.6ヘクタール																																				
名称	菅野普通地区																																				
区 域	岩美郡国府町大字柝本字茨池の一部																																				

総面積	2.0ヘクタール
-----	----------

4 保全のための規制に関する計画
木竹の伐採に関する計画は、次のとおりとする。

特別地区名	菅野特別地区		
区域	鳥取市国府町菅野字茨池、字菅野向山の一部及び国府町栃本字茨池の一部	鳥取市国府町菅野字鳥居の上の一部	鳥取市国府町栃本字茨池の一部、国府町菅野字鳥居の前の一部、字前田、字茨池の全域及び五反田、字菅野向山の一部
総面積	4.7ヘクタール		13.8ヘクタール
伐採の方法及び限度	禁伐とする。ただし、支障木は伐採することができる。	禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等、自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には単木択伐（択伐率現在蓄積の10パーセント以内）を行うことができる。	30パーセント以内の択伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等、自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には2ヘクタール以内の皆伐（伐区は努めて分散する）を行うことができる。

野生動物保護地区名	菅野野生動物保護地区
区域	鳥取市国府町栃本字茨池の一部、国府町菅野字菅野向山の一部及び字茨池の一部
総面積	2.6ヘクタール
伐採の方法及び限度	禁伐とする。ただし、支障木は伐採することができる。

5 保全のための施設に関する計画
保全施設の整備計画は、次のとおりとする。

総面積	2.0ヘクタール
-----	----------

4 保全のための規制に関する計画
木竹の伐採に関する計画は、次のとおりとする。

特別地区名	菅野特別地区		
区域	岩美郡国府町大字菅野字茨池、字菅野向山の一部及び大字栃本字茨池の一部	岩美郡国府町大字菅野字鳥居の上の一部	岩美郡国府町大字栃本字茨池の一部、大字菅野字鳥居の前の一部、字前田、字茨池の全域及び五反田、字菅野向山の一部
総面積	4.7ヘクタール		13.8ヘクタール
伐採の方法及び限度	禁伐とする。ただし、支障木は伐採することができる。	禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等、自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には単木択伐（択伐率現在蓄積の10パーセント以内）を行うことができる。	30パーセント以内の択伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等、自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には2ヘクタール以内の皆伐（伐区は努めて分散する）を行うことができる。

野生動物保護地区名	菅野野生動物保護地区
区域	岩美郡国府町大字栃本字茨池の一部、大字菅野字菅野向山の一部及び字茨池の一部
総面積	2.6ヘクタール
伐採の方法及び限度	禁伐とする。ただし、支障木は伐採することができる。

5 保全のための施設に関する計画
保全施設の整備計画は、次のとおりとする。

施設の種 類	設 置 位 置	概 要	施設の種 類	設 置 位 置	概 要
標識			標識		
注意標	地点1(鳥取市国府町 栃本字茨池617-5)	特別地区内の立入 禁止及び自然保護 の根拠について記 載	注意標	地点1(国府町大字 栃本字茨池617-5)	特別地区内の立入 禁止及び自然保護 の根拠について記 載
案内板	地点2(鳥取市国府町 栃本字茨池617-35)	指定地域間相互の 位置関係を記載	案内板	地点2(国府町大字 栃本字茨池617-35)	指定地域間相互の 位置関係を記載
解説板	地点3(鳥取市国府町 栃本字茨池617-35)	周辺の自然環境 (地形、地質、植 生)を記載	解説板	地点3(国府町大字 栃本字茨池617-35)	周辺の自然環境 (地形、地質、植 生)を記載
略			略		

鳥取県告示第934号

昭和52年鳥取県告示第584号(県自然環境保全地域に関する保全計画の決定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
1及び2 略		1及び2 略	
3 地区の区域設定に関する計画 特別地区		3 地区の区域設定に関する計画 特別地区	
名称	馬場特別地区	名称	馬場特別地区
区 域	西伯郡南部町馬場字宮の前1-1、2、 2-1、5、6-1及び字若宮の前260	区 域	西伯郡西伯町大字馬場字宮の前1-1、 2、2-1、5、6-1及び字若宮の前 260
総面積	3.7ヘクタール	総面積	3.7ヘクタール
4 保全のための規制に関する計画 木竹の伐採に関する計画は、次のとおりとする。		4 保全のための規制に関する計画 木竹の伐採に関する計画は、次のとおりとする。	
特別地区 名	馬場特別地区	特別地区 名	馬場特別地区
区 域	西伯郡南部町馬場字宮の前1-1、2、 2-1、5、6-1及び字若宮の前260	区 域	西伯郡西伯町大字馬場字宮の前1-1、 2、2-1、5、6-1及び字若宮の前 260

総面積	3.7ヘクタール
伐採の方法及び限度	禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等、自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐（択伐率現在蓄積の10パーセント以内）を行うことができる。

5 保全のための施設に関する計画
保全施設の整備計画は、次のとおりとする。

施設の種別	設置位置	概要
標識	地点1（西伯郡南部町馬場字宮の前6-1）	自然保護の必要性及び立入りに関する注意事項を記載
注意標	地点2（西伯郡南部町馬場字宮の前1-1）	
解説板	地点2（西伯郡南部町馬場字宮の前1-1）	植生について記載
表示板		樹種の紹介
略		

総面積	3.7ヘクタール
伐採の方法及び限度	禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等、自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐（択伐率現在蓄積の10パーセント以内）を行うことができる。

5 保全のための施設に関する計画
保全施設の整備計画は、次のとおりとする。

施設の種別	設置位置	概要
標識	地点1（西伯郡西伯町大字馬場字宮の前6-1）	自然保護の必要性及び立入りに関する注意事項を記載
注意標	地点2（西伯郡西伯町大字馬場字宮の前1-1）	
解説板	地点2（西伯郡西伯町大字馬場字宮の前1-1）	植生について記載
表示板		樹種の紹介
略		

鳥取県告示第935号

昭和55年鳥取県告示第1181号（県自然環境保全地域に関する保全計画の決定について）の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前												
1～3 略	1～3 略												
4 特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。	4 特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。												
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>金華山特別地区</td> </tr> <tr> <td>位置及び区域</td> <td>西伯郡南部町八金字金華山1229、1230、1231及び1232の全域</td> </tr> <tr> <td>総面積</td> <td>6.1ヘクタール</td> </tr> </table>	名称	金華山特別地区	位置及び区域	西伯郡南部町八金字金華山1229、1230、1231及び1232の全域	総面積	6.1ヘクタール	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>金華山特別地区</td> </tr> <tr> <td>位置及び区域</td> <td>西伯郡西伯町大字八金字金華山1229、1230、1231及び1232の全域</td> </tr> <tr> <td>総面積</td> <td>6.1ヘクタール</td> </tr> </table>	名称	金華山特別地区	位置及び区域	西伯郡西伯町大字八金字金華山1229、1230、1231及び1232の全域	総面積	6.1ヘクタール
名称	金華山特別地区												
位置及び区域	西伯郡南部町八金字金華山1229、1230、1231及び1232の全域												
総面積	6.1ヘクタール												
名称	金華山特別地区												
位置及び区域	西伯郡西伯町大字八金字金華山1229、1230、1231及び1232の全域												
総面積	6.1ヘクタール												
5 保全のための規制に関する事項 鳥取県自然環境保全条例第16条第3項に規定する同条第4項の許可を受けないで行うことのできる木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。	5 保全のための規制に関する事項 鳥取県自然環境保全条例第16条第3項に規定する同条第4項の許可を受けないで行うことのできる木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。												

区 域	西伯郡南部町八金字金華山の一部
伐採の方法及びその限度	択伐（択伐率現在蓄積の30パーセント以内）によるものとする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐（一伐区の面積は2ヘクタール以内、伐区は努めて分散させる。）を行うことができる。
総 面 積	6.1ヘクタール

- 6 保全のための施設に関する事項
 保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の名 称種類	位 置	工種	摘 要
標 識	西伯郡南部町八 金字金華山	新設	注意標解説板
略			

区 域	西伯郡西伯町大字八金字金華山の一部
伐採の方法及びその限度	択伐（択伐率現在蓄積の30パーセント以内）によるものとする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐（一伐区の面積は2ヘクタール以内、伐区はつとめて分散させる。）を行うことができる。
総 面 積	6.1ヘクタール

- 6 保全のための施設に関する事項
 保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の名 称種類	位 置	工種	摘 要
標 識	西伯郡西伯町大 字八金字金華山	新設	注意標解説板
略			

鳥取県告示第936号

昭和59年鳥取県告示第716号（県自然環境保全地域に関する保全計画の決定について）の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前													
1 略		1 略													
2 特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。		2 特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>佐 治 特 別 地 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 域</td> <td>鳥取市佐治町古市地内の箕淵頭首工から <u>佐治町余戸</u>地内の高谷川の合流点までの 佐治川の河川敷並びに佐治町大井、佐治 町森坪、佐治町高山、<u>佐治町加瀬木</u>及び <u>佐治町加茂</u>の各一部</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>18.8ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	佐 治 特 別 地 区	区 域	鳥取市佐治町古市地内の箕淵頭首工から <u>佐治町余戸</u> 地内の高谷川の合流点までの 佐治川の河川敷並びに佐治町大井、佐治 町森坪、佐治町高山、 <u>佐治町加瀬木</u> 及び <u>佐治町加茂</u> の各一部	面 積	18.8ヘクタール		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>佐 治 特 別 地 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 域</td> <td>八頭郡佐治村大字古市地内の箕淵頭首工 から<u>大字余戸</u>地内の高谷川の合流点まで の佐治川の河川敷並びに<u>大字大井</u>、<u>大字</u> <u>森坪</u>、<u>大字高山</u>、<u>大字加瀬木</u>及び<u>大字加</u> <u>茂</u>の各一部</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>18.8ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	佐 治 特 別 地 区	区 域	八頭郡佐治村大字古市地内の箕淵頭首工 から <u>大字余戸</u> 地内の高谷川の合流点まで の佐治川の河川敷並びに <u>大字大井</u> 、 <u>大字</u> <u>森坪</u> 、 <u>大字高山</u> 、 <u>大字加瀬木</u> 及び <u>大字加</u> <u>茂</u> の各一部	面 積	18.8ヘクタール	
名 称	佐 治 特 別 地 区														
区 域	鳥取市佐治町古市地内の箕淵頭首工から <u>佐治町余戸</u> 地内の高谷川の合流点までの 佐治川の河川敷並びに佐治町大井、佐治 町森坪、佐治町高山、 <u>佐治町加瀬木</u> 及び <u>佐治町加茂</u> の各一部														
面 積	18.8ヘクタール														
名 称	佐 治 特 別 地 区														
区 域	八頭郡佐治村大字古市地内の箕淵頭首工 から <u>大字余戸</u> 地内の高谷川の合流点まで の佐治川の河川敷並びに <u>大字大井</u> 、 <u>大字</u> <u>森坪</u> 、 <u>大字高山</u> 、 <u>大字加瀬木</u> 及び <u>大字加</u> <u>茂</u> の各一部														
面 積	18.8ヘクタール														
3 略		3 略													

4 自然環境の保全のための施設に関する事項
自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の種類	位 置	工種
標 識	鳥取市佐治町森坪、佐治町加瀬木、佐治町加茂及び佐治町余戸地内	新設
略		

4 自然環境の保全のための施設に関する事項
自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の種類	位 置	工種
標 識	八頭郡佐治村大字森坪、大字加瀬木、大字加茂及び大字余戸地内	新設
略		

鳥取県告示第937号

昭和62年鳥取県告示第877号（県自然環境保全地域に関する保全計画の決定について）の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前																			
1	略	1	略																		
2	特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。	2	特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>洗 足 山 特 別 地 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 域</td> <td>鳥取市用瀬町樟原字椎ノ木川405 - 1の一部</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>13.55ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	洗 足 山 特 別 地 区	区 域	鳥取市用瀬町樟原字椎ノ木川405 - 1の一部	面 積	13.55ヘクタール		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>洗 足 山 特 別 地 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 域</td> <td>八頭郡用瀬町大字樟原字椎ノ木川405 - 1の一部</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>13.55ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	洗 足 山 特 別 地 区	区 域	八頭郡用瀬町大字樟原字椎ノ木川405 - 1の一部	面 積	13.55ヘクタール						
名 称	洗 足 山 特 別 地 区																				
区 域	鳥取市用瀬町樟原字椎ノ木川405 - 1の一部																				
面 積	13.55ヘクタール																				
名 称	洗 足 山 特 別 地 区																				
区 域	八頭郡用瀬町大字樟原字椎ノ木川405 - 1の一部																				
面 積	13.55ヘクタール																				
3	略	3	略																		
4	自然環境の保全のための施設に関する事項 自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。	4	自然環境の保全のための施設に関する事項 自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>位 置</th> <th>工種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>巡 視 歩 道</td> <td>(起点)鳥取市用瀬町樟原字椎ノ木川(洗足山県自然環境保全地域界) (終点)鳥取市用瀬町川中字六郎木谷(洗足山県自然環境保全地域界)</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>標 識 板</td> <td>鳥取市用瀬町樟原及び用瀬町川中地内</td> <td>"</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	位 置	工種	巡 視 歩 道	(起点)鳥取市用瀬町樟原字椎ノ木川(洗足山県自然環境保全地域界) (終点)鳥取市用瀬町川中字六郎木谷(洗足山県自然環境保全地域界)	新設	標 識 板	鳥取市用瀬町樟原及び用瀬町川中地内	"		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>位 置</th> <th>工種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>巡 視 歩 道</td> <td>(起点)八頭郡用瀬町大字樟原字椎ノ木川(洗足山県自然環境保全地域界) (終点)八頭郡用瀬町大字川中字六郎木谷(洗足山県自然環境保全地域界)</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>標 識 板</td> <td>八頭郡用瀬町大字樟原及び大字川中地内</td> <td>"</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	位 置	工種	巡 視 歩 道	(起点)八頭郡用瀬町大字樟原字椎ノ木川(洗足山県自然環境保全地域界) (終点)八頭郡用瀬町大字川中字六郎木谷(洗足山県自然環境保全地域界)	新設	標 識 板	八頭郡用瀬町大字樟原及び大字川中地内	"
施設の種類	位 置	工種																			
巡 視 歩 道	(起点)鳥取市用瀬町樟原字椎ノ木川(洗足山県自然環境保全地域界) (終点)鳥取市用瀬町川中字六郎木谷(洗足山県自然環境保全地域界)	新設																			
標 識 板	鳥取市用瀬町樟原及び用瀬町川中地内	"																			
施設の種類	位 置	工種																			
巡 視 歩 道	(起点)八頭郡用瀬町大字樟原字椎ノ木川(洗足山県自然環境保全地域界) (終点)八頭郡用瀬町大字川中字六郎木谷(洗足山県自然環境保全地域界)	新設																			
標 識 板	八頭郡用瀬町大字樟原及び大字川中地内	"																			

鳥取県告示第938号

昭和63年鳥取県告示第1215号（県自然環境保全地域に関する保全計画の決定について）の一部を次のように改

正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前			
1	略		1	略		
2	特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。		2	特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。		
	名 称	北村権現特別地区		名 称	北村権現特別地区	
	区 域	鳥取市河原町北村字下笹原492 - 1 及び 492 - 2 並びに字権現943 - 1		区 域	八頭郡河原町大字北村字下笹原492 - 1 及び492 - 2 並びに字権現943 - 1	
	面 積	1.8ヘクタール		面 積	1.8ヘクタール	
3	略		3	略		
4	自然環境の保全のための施設に関する事項 自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。		4	自然環境の保全のための施設に関する事項 自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。		
	施設の種類	位 置	工 種	施設の種類	位 置	工 種
	標 識	鳥取市河原町北村地内	新設	標 識	八頭郡河原町大字北村地内	新設

鳥取県告示第939号

平成3年鳥取県告示第654号（県自然環境保全地域に関する保全計画の決定について）の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 本地域は、鳥取市気高町殿地内に古くから湧出し、鳥取県の名水にも選定されている布勢の清水及び湧水池一帯に自生する本県では貴重なバイカモなどの水草の群生地並びに同清水の背後にあって、優れた天然林を形成している布勢平神社の社叢及び同神社を取りまき、一体となって良好な自然環境を保持し、かつ、布勢の清水の水源域ともなっている森林の区域である。	1 本地域は、気高町大字殿地内に古くから湧出し、鳥取県の名水にも選定されている布勢の清水及び湧水池一帯に自生する本県では貴重なバイカモなどの水草の群生地並びに同清水の背後にあって、優れた天然林を形成している布勢平神社の社叢及び同神社を取りまき、一体となって良好な自然環境を保持し、かつ、布勢の清水の水源域ともなっている森林の区域である。

本地域のうち、優れた天然林で構成される社叢及び湧水量の豊富な布勢の清水の区域は特に優れた自然環境であるので特別地区に指定し、適正な保全を図る。

2 特別地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名称

気高殿	特 別 地 区
区 域	鳥取市気高町殿字上布勢平533
面 積	0.1ヘクタール

3 略

4 自然環境の保全のための施設に関する事項

自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の種類	位 置	工種
標 識	鳥取市気高町殿地内	新設

本地域のうち、優れた天然林で構成される社叢及び湧水量の豊富な布勢の清水の区域は特に優れた自然環境であるので特別地区に指定し、適正な保全を図る。

2 特別地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名称

気高殿	特 別 地 区
区 域	気高郡気高町大字殿字上布勢平533
面 積	0.1ヘクタール

3 略

4 自然環境の保全のための施設に関する事項

自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の種類	位 置	工種
標 識	気高郡気高町大字殿地内	新設

鳥取県告示第940号

平成10年鳥取県告示第743号（県自然環境保全地域に関する保全計画の決定について）の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 略			1 略		
2 特別地区の指定に関する事項			2 特別地区の指定に関する事項		
特別地区は、次のとおりとする。			特別地区は、次のとおりとする。		
名 称	鹿野河内特別地区		名 称	鹿野河内特別地区	
区 域	鳥取市鹿野町河内字妙見谷ノ上4410		区 域	気高郡鹿野町大字河内字妙見谷ノ上4410	
面 積	1.2ヘクタール		面 積	1.2ヘクタール	
3 略			3 略		
4 自然環境の保全のための施設に関する事項			4 自然環境の保全のための施設に関する事項		
自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。			自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。		
施設の種類	位 置	工種	施設の種類	位 置	工種
標 識	鳥取市鹿野町河内字妙見谷ノ上4410	新設	標 識	気高郡鹿野町大字河内字妙見谷ノ上4410	新設

鳥取県告示第941号

平成13年鳥取県告示第578号（県自然環境保全地域に関する保全計画の決定について）の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																										
<p>1 自然環境の保全に関する基本的な事項 本地域は、東伯郡湯梨浜町大字原地内の原池及び原川の一部を含む潟湖の状況が残されている区域であり、希少種を含む多種類の湿性植物が生育するとともに、トンボ類を中心とする昆虫類、メダカ類等の魚類、カイツブリ等の鳥類等の多様な野生動物が生息し、貴重な湿地生態系が形成されている地域である。 本地域のうち、多様な野生動植物が生息し、又は生育する中心的な原池の区域を特別地区に指定し、その適正な保全を図る。</p> <p>2 特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">区 域</th> <th style="text-align: center;">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">原池特別地区</td> <td style="text-align: center;">東伯郡湯梨浜町大字原字二ノ順禮の一部</td> <td style="text-align: center;">1.8 ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 自然環境の保全のための規制に関する事項 鳥取県自然環境保全条例第16条第4項第7号に規定する知事が指定する湖沼又は湿原は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">湖沼又は湿原の名称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">原 池</td> <td style="text-align: center;">東伯郡湯梨浜町大字原字二ノ順禮の一部（原池特別地区内）</td> <td style="text-align: center;">1.8 ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 自然環境の保全のための施設に関する事項 自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称種類</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">工種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">標 識</td> <td style="text-align: center;">東伯郡湯梨浜町大字原字二ノ順禮</td> <td style="text-align: center;">新 設</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 域	面積	原池特別地区	東伯郡湯梨浜町大字原字二ノ順禮の一部	1.8 ヘクタール	湖沼又は湿原の名称	位 置	面積	原 池	東伯郡湯梨浜町大字原字二ノ順禮の一部（原池特別地区内）	1.8 ヘクタール	施設の名称種類	位 置	工種	標 識	東伯郡湯梨浜町大字原字二ノ順禮	新 設	略			<p>1 自然環境の保全に関する基本的な事項 本地域は、東伯郡泊村大字原地内の原池及び原川の一部を含む潟湖の状況が残されている区域であり、希少種を含む多種類の湿性植物が生育するとともに、トンボ類を中心とする昆虫類、メダカ類等の魚類、カイツブリ等の鳥類等の多様な野生動物が生息し、貴重な湿地生態系が形成されている地域である。 本地域のうち、多様な野生動植物が生息し、又は生育する中心的な原池の区域を特別地区に指定し、その適正な保全を図る。</p> <p>2 特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">区 域</th> <th style="text-align: center;">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">原池特別地区</td> <td style="text-align: center;">東伯郡泊村大字原字二ノ順禮の一部</td> <td style="text-align: center;">1.8 ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 自然環境の保全のための規制に関する事項 鳥取県自然環境保全条例第16条第4項第7号に規定する知事が指定する湖沼又は湿原は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">湖沼又は湿原の名称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">原 池</td> <td style="text-align: center;">東伯郡泊村大字原字二ノ順禮の一部（原池特別地区内）</td> <td style="text-align: center;">1.8 ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 自然環境の保全のための施設に関する事項 自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称種類</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">工種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">標 識</td> <td style="text-align: center;">東伯郡泊村大字原字二ノ順禮</td> <td style="text-align: center;">新 設</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 域	面積	原池特別地区	東伯郡泊村大字原字二ノ順禮の一部	1.8 ヘクタール	湖沼又は湿原の名称	位 置	面積	原 池	東伯郡泊村大字原字二ノ順禮の一部（原池特別地区内）	1.8 ヘクタール	施設の名称種類	位 置	工種	標 識	東伯郡泊村大字原字二ノ順禮	新 設	略		
名 称	区 域	面積																																									
原池特別地区	東伯郡湯梨浜町大字原字二ノ順禮の一部	1.8 ヘクタール																																									
湖沼又は湿原の名称	位 置	面積																																									
原 池	東伯郡湯梨浜町大字原字二ノ順禮の一部（原池特別地区内）	1.8 ヘクタール																																									
施設の名称種類	位 置	工種																																									
標 識	東伯郡湯梨浜町大字原字二ノ順禮	新 設																																									
略																																											
名 称	区 域	面積																																									
原池特別地区	東伯郡泊村大字原字二ノ順禮の一部	1.8 ヘクタール																																									
湖沼又は湿原の名称	位 置	面積																																									
原 池	東伯郡泊村大字原字二ノ順禮の一部（原池特別地区内）	1.8 ヘクタール																																									
施設の名称種類	位 置	工種																																									
標 識	東伯郡泊村大字原字二ノ順禮	新 設																																									
略																																											

鳥取県告示第942号

昭和55年鳥取県告示第1182号（県自然環境保全地域の特別地区の指定について）の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 （1）及び（2）略 （3） 特別地区に含まれる土地の区域 西伯郡南部町八金字金華山1229、1230、1231、1232</p> <p>2 （1）及び（2）略 （3） 特別地区に含まれる土地の区域 鳥取市国府町菅野字鳥居の上71 - 1（次の図に示す部分に限る。）70、字菅野向山82、82内3、82内4、82 - 1、82内6から82内13まで、84、字茨池41 - 1、41 - 2、42から53まで、45内1、51内1、53内1、字五反田54、55、56、57 - 1、57 - 2、58 - 2、59 - 1、59 - 2、59 - 3、字前田29 - 2、30 - 1、30 - 2、31、31 - 1、32 - 1、32 - 2、33 - 1、33 - 2、34、34内1、35 - 1、35 - 2、36 - 2、36 - 3、36 - 4、37 - 1、37 - 2、37 - 3、37次1、38、39、40、41 - 3、41 - 4、字鳥居の前28 - 2、国府町栃本字茨池611 - 5、613 - 1から613 - 4まで、614、615 - 1、616 - 1から616 - 5まで、617 - 1、617 - 3、617 - 5、617 - 6、617内14、617第16、617第17、617 - 20、617 - 21、617 - 22、617 - 33から617 - 36まで、617 - 40、617 - 45から617 - 48まで、618 - 1、618 - 2 3 - 5 略 6 （1）及び（2）略 （3） 特別地区に含まれる土地の区域 西伯郡南部町馬場字宮の前1 - 1、2、2 - 1、5、6 - 1、字若宮の前260</p> <p>7 略</p>	<p>1 （1）及び（2）略 （3） 特別地区に含まれる土地の区域 西伯郡西伯町大字八金字金華山1229、1230、1231、1232</p> <p>2 （1）及び（2）略 （3） 特別地区に含まれる土地の区域 岩美郡国府町大字菅野字鳥居の上71 - 1（次の図に示す部分に限る。）70、字菅野向山82、82内3、82内4、82 - 1、82内6から82内13まで、84、字茨池41 - 1、41 - 2、42から53まで、45内1、51内1、53内1、字五反田54、55、56、57 - 1、57 - 2、58 - 2、59 - 1、59 - 2、59 - 3、字前田29 - 2、30 - 1、30 - 2、31、31 - 1、32 - 1、32 - 2、33 - 1、33 - 2、34、34内1、35 - 1、35 - 2、36 - 2、36 - 3、36 - 4、37 - 1、37 - 2、37 - 3、37次1、38、39、40、41 - 3、41 - 4、字鳥居の前28 - 2、大字栃本字茨池611 - 5、613 - 1から613 - 4まで、614、615 - 1、616 - 1から616 - 5まで、617 - 1、617 - 3、617 - 5、617 - 6、617内14、617第16、617第17、617 - 20、617 - 21、617 - 22、617 - 33から617 - 36まで、617 - 40、617 - 45から617 - 48まで、618 - 1、618 - 2 3 - 5 略 6 （1）及び（2）略 （3） 特別地区に含まれる土地の区域 西伯郡西伯町大字馬場字宮の前1 - 1、2、2 - 1、5、6 - 1、字若宮の前260</p> <p>7 略</p>

鳥取県告示第943号

昭和59年鳥取県告示第717号（県自然環境保全地域の特別地区の指定について）の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 略</p> <p>2 特別地区の区域 鳥取市佐治町古市地内の箕淵頭首工から佐治町余戸地内の高谷川の合流点までの佐治川の河川敷並びに佐治町大井、佐治町森坪、佐治町高山、佐治町加瀬木及び佐治町加茂の各一部（面積18.8ヘクタール。次の図のとおりとする。）</p>	<p>1 略</p> <p>2 特別地区の区域 八頭郡佐治村大字古市地内の箕淵頭首工から大字余戸地内の高谷川の合流点までの佐治川の河川敷並びに大字大井、大字森坪、大字高山、大字加瀬木及び大字加茂の各一部（面積18.8ヘクタール。次の図のとおりとする。）</p>

鳥取県告示第944号

平成13年鳥取県告示第580号（県自然環境保全地域の特別地区の指定について）の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 略</p> <p>2 特別地区の区域 東伯郡湯梨浜町大字原字二ノ順禮の一部（面積1.8ヘクタール。次の図のとおりとする。）</p>	<p>1 略</p> <p>2 特別地区の区域 東伯郡泊村大字原字二ノ順禮の一部（面積1.8ヘクタール。次の図のとおりとする。）</p>

鳥取県告示第945号

昭和62年鳥取県告示第878号（県自然環境保全地域の特別地区等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 略</p> <p>2 特別地区の区域</p>	<p>1 略</p> <p>2 特別地区の区域</p>

鳥取市用瀬町樟原字椎ノ木川405 - 1の一部(面積1
3.55ヘクタール。次の図のとおりとする。)
3 略

八頭郡用瀬町大字樟原字椎ノ木川405 - 1の一部
(面積13.55ヘクタール。次の図のとおりとする。)
3 略

鳥取県告示第946号

昭和63年鳥取県告示第1216号(県自然環境保全地域の特別地区等の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 略</p> <p>2 特別地区の区域 鳥取市河原町北村字下笹原492 - 1及び492 - 2並び に字権現943 - 1(面積1.8ヘクタール。次の図のと おりとする。)</p> <p>3 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 特別地区の区域 八頭郡河原町大字北村字下笹原492 - 1及び492 - 2 並びに字権現943 - 1(面積1.8ヘクタール。次の図の とおりとする。)</p> <p>3 略</p>

鳥取県告示第947号

平成3年鳥取県告示第655号(県自然環境保全地域の特別地区等の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 略</p> <p>2 特別地区の区域 鳥取市気高町殿字上布勢平533(面積0.1ヘクタール。 次の図のとおりとする。)</p> <p>3 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 特別地区の区域 気高郡気高町大字殿字上布勢平533(面積0.1ヘクタ ール。次の図のとおりとする。)</p> <p>3 略</p>

鳥取県告示第948号

平成10年鳥取県告示第744号(県自然環境保全地域の特別地区等の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 略 2 特別地区の区域 鳥取市鹿野町河内字妙見谷ノ上4410(面積1.2ヘクタール。次の図のとおりとする。) 3 略	1 略 2 特別地区の区域 気高郡鹿野町大字河内字妙見谷ノ上4410(面積1.2ヘクタール。次の図のとおりとする。) 3 略

鳥取県告示第949号

昭和55年鳥取県告示第1183号(県自然環境保全地域特別地区の野生動植物保護地区の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 (1)~(3) 略 (4) 野生動植物保護地区に含まれる土地の区域 鳥取市国府町栃本字茨池617 - 20、国府町菅野字菅野向山84、字茨池42、43 2 略	1 (1)~(3) 略 (4) 野生動植物保護地区に含まれる土地の区域 岩美郡国府町大字栃本字茨池617 - 20、大字菅野字菅野向山84、字茨池42、43 2 略

